

インボイス制度開始に伴うご案内と  
お支払い時にかかる手数料ご負担のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日より開始されます「インボイス制度(適格請求書)」に伴い、弊社の適格請求書発行事業者登録番号についてお知らせいたします。

また、円滑な事務手続きの運用を行うため売上入金処理時の手数料負担について見直しを行っております。誠に恐縮ではございますが、お支払い頂く際に発生する各種手数料につきましては貴社にてご負担をお願い申し上げます。

少額な返還インボイスの交付義務は免除されますが、経理事務の煩雑化が無視できない問題であり、弊社では「振込手数料は支払人負担」という方針に致しました。

世間では、民法484条、485条に「持参債務の原則」という形で明文化されていますように振込手数料は債務者(買い手)が負担するという認識が再確認されてきております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 弊社登録番号： T9120001011694

2. 手数料のご負担

【対象】入金時にかかる手数料全般

- ・ 銀行振込の手数料
- ・ 電子記録債権の発生手数料
- ・ 手形郵送時の手数料(切手代等の郵送料)
- ・ お支払いして頂く際に発生する手数料全般

【開始時期】お支払い日が2023年10月分より

※既にご負担いただいているお取引様にも一律のご案内となりますことをご詫言申し上げます。